

新潟県消費・安全対策交付金交付要綱

令和8年6月

新潟県農林水産部

目 次

| | | |
|-----|---|-------|
| I | 新潟県消費・安全対策交付金交付要綱..... | 1～7 |
| II | 別 表 1 | 8～9 |
| | 別 表 2 | 10～11 |
| III | 別記様式 | |
| | 1 別記第1号様式（交付金交付申請書） | 12 |
| | （1）別紙総括表 | 13 |
| | （2）別記第1号様式の別表 | 14～15 |
| | （3）別記第1号様式の別表1（事業実施主体における納税対応状況表） | 16 |
| | （4）別記第1号様式の別表2（「みどりチェック」チェックシート） | 17～18 |
| | 2 別記第1号様式の2（変更交付申請書） | 19 |
| | 3 別記第2号様式（事業計画変更承認申請書） | 20 |
| | 4 別記第3号様式（事業中止（廃止）承認申請書） | 21 |
| | 5 別記第4号様式（遂行状況報告書） | 22 |
| | 6 別記第5号様式（実績報告書） | 23 |
| | 7 別記第6号様式（年度終了実績報告書） | 24 |
| | 8 別記第7号様式（消費税等仕入控除税額報告書） | 25 |
| | 9 別記第8号様式（概算払請求書） | 26 |
| | 10 別記第9号様式（財産管理台帳） | 27 |

新潟県消費・安全対策交付金交付要綱

| | |
|------|------------------|
| 制 定 | 平成 17 年 4 月 1 日 |
| 一部改正 | 平成 18 年 4 月 3 日 |
| 一部改正 | 平成 20 年 4 月 1 日 |
| 一部改正 | 平成 21 年 4 月 1 日 |
| 一部改正 | 平成 22 年 4 月 1 日 |
| 一部改正 | 平成 23 年 4 月 1 日 |
| 一部改正 | 平成 23 年 8 月 9 日 |
| 一部改正 | 平成 24 年 4 月 27 日 |
| 一部改正 | 平成 25 年 6 月 3 日 |
| 一部改正 | 平成 26 年 4 月 16 日 |
| 一部改正 | 平成 27 年 5 月 1 日 |
| 一部改正 | 平成 28 年 4 月 27 日 |
| 一部改正 | 平成 30 年 5 月 23 日 |
| 一部改正 | 令和 2 年 5 月 14 日 |
| 一部改正 | 令和 3 年 3 月 22 日 |
| 一部改正 | 令和 4 年 6 月 20 日 |
| 一部改正 | 令和 5 年 6 月 30 日 |
| 一部改正 | 令和 6 年 3 月 14 日 |
| 一部改正 | 令和 6 年 5 月 27 日 |
| 一部改正 | 令和 7 年 3 月 18 日 |
| 一部改正 | 令和 7 年 7 月 4 日 |
| 一部改正 | 令和 8 年 6 月 19 日 |

(趣 旨)

第 1 知事は、安全な食料の安定供給を確保するため、食料供給の各段階において科学的知見に基づく適切なリスク管理の取組や、消費者が信頼できる食料の供給体制の整備等を推進するため市町村若しくは知事が適当と認める団体等が行う事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で交付金を交付するものとし、その交付に関しては、消費・安全対策交付金交付等要綱（令和 4 年 3 月 31 日付け 3 消安 7340 号農林水産省事務次官依命通知）、東日本大震災復興特別会計消費・安全対策交付金実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 消安第 6198 号農林水産事務次官依命通知）、東日本大震災復興特別会計消費・安全対策交付金交付要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 消安第 6200 号農林水産事務次官依命通知）及び新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年新潟県規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付基準)

第 2 この交付金は、別表 1 に掲げる基準により交付するものとする。

(流用)

第 3 別表 1 に掲げる事業間で流用するときは、第 5 第 1 項のただし書きに規定する別記第 1 号様式

の2により交付決定の変更を申請しなければならない。

(交付の条件)

第4 この交付金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更（第7に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更（第7に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、交付金の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) この交付金により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) この交付金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) この交付金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図らなければならないこと。
- (9) この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならないこと。
- (10) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。
- (11) 取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、(9)に規定する帳簿等に加え、別記第9号様式の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付申請書)

第5 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。ただし、交付決定の変更を申請しようとする場合は、別記第1号様式の2によるものとするが、第6の規定により、事業計画変更承認申請書を提出する場合は、これに代えることができるものとする。

2 前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該交付金に係る消費税等仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りでない。

3 第1項の申請書を提出するに当たって、「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、別記第1号様式の別表2により、

当該チェックシートを提出しなければならない。

(変更の承認申請)

第6 第4の(1)又は(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第2号様式による事業計画変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第7 第4の(1)又は(2)に規定する軽微な変更は、別表の軽微な変更欄に定めるとおりとする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第8 第4の(3)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による事業中止(廃止)承認申請書を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の15日前までに知事に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第9 第4の(4)の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

2 前項の場合のうち、交付金の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(申請の取下げ)

第10 規則第7条の規定による期日は、交付金の交付決定通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(状況報告)

第11 規則第10条の規定による報告は、交付金の交付の決定に係る年度の11月30日現在において、別記第4号様式により事業遂行状況報告書を作成し、翌月10日までに知事に提出して行うものとする。ただし、第14号の規定により概算払の請求をする場合は、概算払請求書をもってこれに代えることができる。

2 知事は、前項に定める時期のほか、交付金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、各事業実施主体に対して当該交付金の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告書)

第12 規則第12条の規定による実績報告書は、別記第5号様式のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出時期は、事業の完了の日から起算して10日を経過した日又は交付金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

3 事業実施主体は、交付事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、翌年度の4月20日までに別記様式第6号により作成した年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

らない。

- 4 第5第2項ただし書により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出するに当たって当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときには、これを交付金から減額して報告しなければならない。
- 5 第5第2項ただし書により交付の申請を行い、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税等の申告により当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第7号様式による消費税等仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の納入通知書を受けてこれを納付しなければならない。
また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年6月10日までに、同様式により県知事に報告しなければならない。
- 6 第1項の実績報告書を提出するに当たって、「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、別記第1号様式の別表2により、当該チェックシートを提出しなければならない。

（取得財産の処分の制限）

- 第13 規則第19条第4号に規定する財産は、事業により取得した価格が1件50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 規則第19条第5号に規定する財産は、事業により取得した価格が1件50万円以上のソフトウェアとする。
- 3 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

（概算払）

- 第14 概算払により交付金の交付を受けようとする場合は、別記第8号様式による概算払請求書を知事に提出するものとする。

（書類の提出部数及び経由）

- 第15 この要綱の規定により知事に提出する書類、提出先及び提出部数は別表2によるものとする。

（雑則）

- 第16 この要綱に定めるもののほか、この交付金に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成18年4月3日から施行する。
- 2 改正後の要綱実施の際、現に提出されている交付金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。

- 3 改正後の要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の要綱実施の際、現に提出されている交付金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の要綱実施の際、現に提出されている交付金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の要綱実施の際、現に提出されている交付金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の要綱実施の際、現に提出されている交付金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 23 年 8 月 9 日から施行する。
- 2 改正後の要綱実施の際、現に提出されている交付金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 24 年 4 月 27 日から施行する。
- 2 改正後の要綱実施の際、現に提出されている交付金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 25 年 6 月 3 日から施行し、平成 24 年 4 月 9 日から適用する。
- 2 改正後の要綱実施の際、現に提出されている交付金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。

- 3 改正後の要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 26 年 4 月 16 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱実施の際、現に提出されている交付金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 27 年 5 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 9 日から適用する。
- 2 改正後の要綱実施の際、現に提出されている交付金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 28 年 4 月 27 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日する。
- 2 改正後の要綱実施の際、現に提出されている交付金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 30 年 5 月 23 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱実施の際、現に提出されている交付金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和 2 年 5 月 14 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱実施の際、現に提出されている交付金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。
- 2 改正後の要綱実施の際、現に提出されている交付金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和 4 年 6 月 20 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱実施の際、現に提出されている交付金交付申請書は、改正後の要綱に基づき

提出されたものとみなす。

- 3 改正後の要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和5年6月30日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱実施の際、現に提出されている交付金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和6年3月14日から施行し、令和6年2月22日から適用する。
- 2 改正後の要綱実施の際、現に提出されている交付金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和6年5月27日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱実施の際、現に提出されている交付金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和7年3月18日から施行し、令和7年2月20日から適用する。
- 2 改正後の要綱実施の際、現に提出されている交付金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和7年7月4日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱実施の際、現に提出されている交付金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和8年6月19日から施行し、令和8年4月7日から適用する。
- 2 改正後の要綱実施の際、現に提出されている交付金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

別表1 (新潟県消費・安全対策交付金)

| 番号 | 交付金事業の種類 | 交付金の対象とする経費 | 事業実施主体 | 交付率 | 軽微な変更 | |
|-----|------------------------------------|--|---|-----------------------|------------------------------|---|
| | | | | | 経費の配分の変更 次に掲げる変更 以外の変更 | 事業の内容の変更 次に掲げる変更 以外の変更 |
| 1 | 農薬の適正使用等の総合的な推進 ・埋設農薬処理の進行管理の実施 | 埋設農薬の処理計画の策定及び進行管理、適切処理を確認するための掘削・回収の事前、事後に行う環境調査に必要な経費 | 市町村 農業協同組合 特認団体 | 5/6以内 (うち県補助1/3以内) | 交付金額の増額 | 目標値の変更 目標値の追加、削除 事業実施主体の変更 事業の中止又は廃止 |
| 2-1 | 家畜衛生の推進 ・畜産物の安全性向上 | 畜産物の安全性向上をはかるため、生産段階におけるHACCPの考え方を取り入れた飼養衛生管理の普及・定着等により、生産衛生管理体制の整備を推進するために必要な経費 | 公益社団法人 新潟県畜産協会 | 1/2 以内 | | |
| 2-2 | 家畜衛生の推進 ・家畜の伝染性疾病の発生予防 | 地域の家畜の所有者等が当該地域の特性や畜種ごとの特性を踏まえて行う農場バイオセキュリティ向上のための取組を推進するため、地域協議会の開催やバイオセキュリティ対策の普及、資材の整備及び野鳥の飛来地周辺における緊急消毒等を行うのに必要な経費 | 市町村 農業協同組合 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体(代表者の定めがあり、定款等組織及び運営についての規約の定めがあること。以下同じ。)生産者の組織する団体(代表者の定めがあり、定款等組織及び運営についての規約の定めがあること。ただし、防疫対策の実施を目的として設立された団体で、畜産農家3戸以上により構成されていること。以下同じ。)特認団体 | 1/2 以内 | | |
| 2-3 | 家畜衛生の推進 ・飼養衛生管理向上施設整備 | 特定家畜伝染病の発生を予防するため、飼養衛生管理向上に資する豚飼養農場における野生動物侵入防止壁、鶏舎入気口フィルター、細霧装置の施設整備に必要な経費 | 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体 生産者の組織する団体 特認団体 ただし、市町村を除き、整備しようとする畜産経営体が直接所属しているものとする。 | 1/2 以内 | | |
| 2-4 | 家畜衛生の推進 ・農場の分割管理の導入に係る施設整備 | 特定家畜伝染病発生時の殺処分対象頭羽数の抑制を図るための農場の分割管理に係る施設等を整備するために必要な経費 | 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体 生産者の組織する団体 特認団体 ただし、農場の分割管理の導入に係る施設整備については、市町村を除き、整備しようとする畜産経営体が直接所属するものとする。 | 1/2 以内 | | |

| 番号 | 交付金事業の種類 | 交付金の対象とする経費 | 事業実施主体 | 交付率 | 軽微な変更 | |
|----|--|--|---|-------|-------------------|---|
| | | | | | 経費の配分の変更 | 事業の内容の変更 |
| | | | | | 次に掲げる変更以外の変更 | 次に掲げる変更以外の変更 |
| 3 | 地域での食育の推進 | 食育推進検討会の開催、食育活動を推進する人材の育成及び活動の促進、食文化の保護・継承のための取組支援、農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進、和食給食の普及、学校給食における地場産物等活用の促進、共食の場における食育活動、環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組及び食品ロス削減に向けた取組、課題解決に向けたシンポジウム等の開催、「産地・生産者への理解向上」の取組を行うために必要な経費 | 市町村 民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、社会福祉法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、消費生活協同組合、労働者協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人） 法人格を有しない団体であって知事が北陸農政局と協議の上、特に認める団体（特認団体） ただし、「産地・生産者への理解向上」の取組については、上記の者を構成員とする事業化共同体も含む | 1/2以内 | 交付金額の増額又は30%以上の減額 | 目標値の変更 目標値の追加、削除 事業実施主体の変更 事業の中止又は廃止 新たな事業の実施 |
| 4 | 安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証 ・有害化学物質・有害微生物の汚染実態の把握 ・協議会の開催等 | 生産・貯蔵・加工段階の農産物等（畜産物、林産物、水産物、飼料作物、農用地の土壌、農業用水等を含む。）及び加工食品に含まれるペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物（PFAS）の実態を把握するための調査に必要な経費併せて、協議会を開催する場合は、その経費も含めることができるものとする。 | 市町村 農業協同組合 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 土地改良区 営農集団 特認団体 地方独立行政法人 | 3/4以内 | 交付金額の増額 | 目標値の変更 目標値の追加、削除 事業実施主体の変更 事業の中止又は廃止 |

別表 2

書類の提出先及び提出部数

| 交付金事業の 種 類 | 事業実施主体 | 提出する書類 | 提出 部数 | 事務処理系統（数値は必要部数） |
|---------------------|--|---------------------------------------|-------------|---|
| 家畜衛生の推進 | 公益社団法人 新潟県畜産協会 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を 目的とする団体 生産者の組織する団体 特認団体 | 交付申請書 遂行状況報告書 (概算払請求書) 実績報告書 | 1 1 1 | →畜産課 →畜産課 →畜産課 |
| 農薬の適正使用等 の総合的な推進 | 市町村 農業協同組合 特認団体 | 交付申請書 遂行状況報告書 (概算払請求書) 実績報告書 | 2 2 2 | →地域振興局(1)→農産園芸課(1) →地域振興局(1)→農産園芸課(1) →地域振興局(1)→農産園芸課(1) |
| 地域での食育の推 進 | 市町村 民間団体等 法人格を有しない団体であって知事 が北陸農政局と協議の上、特に認め る団体（特認団体） 上記の者を構成員とする事業化共同 体 | 交付申請書 遂行状況報告書 (概算払請求書) 実績報告書 | 2 2 2 | →地域振興局(1)→食品・流通課(1) →地域振興局(1)→食品・流通課(1) →地域振興局(1)→食品・流通課(1) |

| 交付金事業の種類 | 事業実施主体 | 提出する書類 | 提出部数 | 事務処理系統（数値は必要部数） |
|---|-----------|--|------|---------------------|
| 安全性向上措置の 検証・普及のうち 農産物・加工食品 の安全性向上措置 の検証 | 市町村 | 【調査対象試料が水産物以外の場合】 交付申請書 遂行状況報告書 (概算払請求書) 実績報告書 | 2 | →地域振興局(1)→本庁担当課※(1) |
| | 農業協同組合 | | 2 | →地域振興局(1)→本庁担当課※(1) |
| | 農業協同組合中央会 | | | |
| | 農業協同組合連合会 | 【調査対象試料が水産物の場合】 交付申請書 遂行状況報告書 (概算払請求書) 実績報告書 | 2 | →地域振興局(1)→本庁担当課※(1) |
| | 土地改良区 | | | |
| | 営農集団 | | | |
| 特認団体 | | 1 | →水産課 | |
| 地方独立行政法人 | | 1 | →水産課 | |
| | | | 1 | →水産課 |

※ 調査対象の試料に応じて、本庁担当課は下表のとおりとする。

なお、下表に記載のない試料や、試料が複数課にまたがる場合は、畜産課で調整する。

| 担当課 | 調査対象試料 |
|-------|-----------------|
| 農産園芸課 | 農産物、農用地の土壌、農業用水 |
| 畜産課 | 畜産物、飼料作物、林産物 |

別記第1号様式

令和 年度新潟県消費・安全対策交付金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

事業実施主体名
代表者職氏名
(市町村にあつては、市町村長氏名)

令和 年度において別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて交付金 円の交付を申請します。

- (注) 1 申請書記載中の「別紙」は、「別記第1号様式の別紙」及びその他必要な書類をいう。
- 2 「関係書類」として、所要の関係書類のほか、別紙「総括表」も添付すること

別紙 総括表(計画・実績)

| | | 交付率 | | 事業費 | 国交付金 | 県費 | 市町村費 | その他 | 備考 |
|---|-----------------------|------|----|-----|------|----|------|-----|----|
| | | 国交付金 | 県費 | | | | | | |
| 新潟県消費・安全対策交付金 | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 農薬の適正使用等の総合的な推進 | ・埋設農薬処理の進行管理の実施 | | | | | | | | |
| 家畜衛生の推進 | ・畜産物の安全性向上 | | | | | | | | |
| | ・家畜の伝染性疾病の発生予防 | | | | | | | | |
| | ・飼養衛生管理向上施設整備 | | | | | | | | |
| | ・農場の分割管理の導入に係る施設整備 | | | | | | | | |
| 地域における食育の推進 | | | | | | | | | |
| 安全性向上措置の検証・普及のうち 農産物・加工食品の安全性向上措置の検証 | ・有害化学物質・有害微生物の汚染実態の把握 | | | | | | | | |
| | ・協議会の開催等 | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | |

1 交付率ごとに区分して記入すること

2 備考欄には、交付率の区分ごとに消費税等仕入控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円、うち国交付金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、合計欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇〇円 うち国交付金〇〇〇円」)を記入すること。

別記第1号様式の別紙

1 交付金の目的

2 交付金の内容及び経費の配分

(1) 交付金の内容

(2) 経費の配分

| 事業実施主体 | 事業種目 | 事業費 | 負担区分 | | | | 備考 |
|--------|------|-----|------|----|------|-----|----|
| | | | 国交付金 | 県費 | 市町村費 | その他 | |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 合計 | | | | | | | |

- (注) 1 備考欄には、事業区分ごと、事業実施主体ごとに、消費税等仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額「減額した金額〇〇〇円」を記入すること。
- 2 事業の業務を委託する場合は、委託先、事業内容及びそれに要する経費を備考欄に記入すること。

3 事業完了予定（又は完了）年月日

令和 年 月 日

4 収支予算（又は収支精算）

(1) 収入の部

| 区分 | 本年度予算額 (又は本年度精算額) | 前年度予算額 (又は本年度予算額) | 比較 | | 備考 |
|------|----------------------|----------------------|----|---|----|
| | | | 増 | 減 | |
| 県補助金 | 国交付金 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | 県費 | | | | |
| 市町村費 | | | | | |
| その他 | | | | | |
| 計 | | | | | |

注) 団体の場合は、「市町村費」を「団体等」と読み替える。

(2) 支出の部

| 区分 | 本年度予算額 (又は本年度精算額) | 前年度予算額 (又は本年度予算額) | 比較 | | 備考 |
|-----|----------------------|----------------------|----|---|----|
| | | | 増 | 減 | |
| 事業費 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 補助金 | | | | | |
| 計 | | | | | |

5 添付書類

事業実施主体における消費税の納税対応状況表

事業実施主体における消費税の納税対応状況表

| 事業主体名 | 予定の納税対応（納税対応の実績） | 確認 | 消費税等仕入控除税額 | | | |
|-------|------------------|------------------------------|----------------|--------------|-------|------|
| | 1 課税売上なし | | 該当なし | | | |
| | 2 市町村の一般会計 | | | | | |
| | 3 免税事業者 | | | | | |
| | 4 納税義務者 | (1) 簡易課税制度採用者 | | 含む | | |
| | | (2) 公共法人等で特定収入割合が5%超 | | | | |
| | | (3) 一般事業者又は公共法人等で特定収入割合が5%以下 | ア 課税売上割合が95%未満 | (ア) 一括比例配分方式 | | |
| | | | | (イ) 個別対応方式 | a 共通用 | |
| | | | b 非課税売上げ用 | | | 該当なし |
| | | | c 課税売上げ用 | | | あり |
| | | イ 課税売上割合が95%以上 | | | | |
| 備考 | | | | | | |

- (注) 1 資本金又は出資金が1千万円以上の新設法人は、設立当初の2年間は納税義務は免除されない。
- 2 「公共法人等」とは、市町村の特別会計、消費税法別表第3（※1）に掲げる法人又はみなし法人（※2）をいう。
- ※1 消費税法別表第3に掲げる法人（抜粋）
財団法人、社団法人、土地改良区、農業共済組合
- ※2 みなし法人
人格のない社団等のことで、法人でない社団（※3）又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。
- ※3 法人でない社団とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有していないもので、単なる個人の集合体ではなく、団体としての組織を有して統一された意思の下にその構成員の個性を超越して活動するものをいう。
- 3 任意団体の場合は、みなし法人の適用を受けて団体名で法人・消費税等の申告をしている場合を除き、損益を構成員に分配して個人が所得税・消費税等の申告をすることになる。従って、みなし法人でない場合は、構成員全員の確認が必要になる。
- 4 実績報告を提出するにあたっては、消費税等納税対応状況を確認した資料等の名称を備考欄に記載すること。（仕入に係る消費税等相当額について、これを減額した場合を除く。）
なお、実績報告の提出時に資料等で確認できなかった場合は、確認予定年月及び資料等の名称を記載し、消費税等仕入控除税額が確定したときには、速やかに要綱第12の4の手続きを行うこと。

別記第1号様式の別表2

「みどりチェック」チェックシート

| | 申請時 (します) | (1) 適正な施肥 | 報告時 (しました) |
|---|--------------------------|--|--------------------------|
| ① | <input type="checkbox"/> | ※農産物等の調達を行う場合（該当しない□） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 | <input type="checkbox"/> |

| | 申請時 (します) | (2) 適正な防除 | 報告時 (しました) |
|---|--------------------------|--|--------------------------|
| ② | <input type="checkbox"/> | ※農産物等の調達を行う場合（該当しない□） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲） | <input type="checkbox"/> |

| | 申請時 (します) | (3) エネルギーの節減 | 報告時 (しました) |
|---|--------------------------|--|--------------------------|
| ③ | <input type="checkbox"/> | 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等） を検討 | <input type="checkbox"/> |
| ④ | <input type="checkbox"/> | 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討 | <input type="checkbox"/> |

| | 申請時 (します) | (4) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分 | 報告時 (しました) |
|---|--------------------------|-------------------------------|--------------------------|
| ⑤ | <input type="checkbox"/> | プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理 | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ | <input type="checkbox"/> | 資源の再利用を検討 | <input type="checkbox"/> |

| | 申請時 (します) | (5) 生物多様性への悪影響の防止 | 報告時 (しました) |
|---|--------------------------|--|--------------------------|
| ⑦ | <input type="checkbox"/> | ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない□） 生物多様性に配慮した事業実施に努める | <input type="checkbox"/> |
| ⑧ | <input type="checkbox"/> | ※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 | <input type="checkbox"/> |

| | 申請時 (します) | (6) 環境関係法令の遵守等 | 報告時 (しました) |
|---|--------------------------|------------------------|--------------------------|
| ⑨ | <input type="checkbox"/> | みどりの食料システム戦略の理解 | <input type="checkbox"/> |
| ⑩ | <input type="checkbox"/> | 関係法令の遵守 | <input type="checkbox"/> |
| ⑪ | <input type="checkbox"/> | 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める | <input type="checkbox"/> |
| ⑫ | <input type="checkbox"/> | 正しい知識に基づく作業安全に努める | <input type="checkbox"/> |

- (注) 1 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。
2 「関係法令の遵守」については、以下の法律を遵守することを示す。

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）
- ・土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）
- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）
- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）
- ・水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
- ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）
- ・植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）

別記第1号様式の2

令和 年度新潟県消費・安全対策交付金変更交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

事業実施主体名
代表者職氏名
(市町村にあつては、市町村長氏名)

令和 年 月 日付け、第 号で交付金交付決定通知のあつた標記事業について、
下記のとおり変更して実施したいので、交付金 円を 円に変更交付さ
れたく新潟県補助金等交付規則第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容（別記第1号様式に準じて作成すること。）

(注) 変更事項ごとに変更計画を記載し（当初計画に変更のない項目は、当初計画を記載する）、その上段に変更に係る部分の当初計画を（ ）書きで記載すること。

別記第2号様式

令和 年度新潟県消費・安全対策交付金事業計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

事業実施主体名
代表者職氏名
(市町村にあつては、市町村長氏名)

令和 年 月 日付け、第 号で交付金交付決定通知のあつた標記事業について、
下記理由により事業計画を変更したいので承認を受けたく、新潟県消費・安全対策交付金
交付要綱第6の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、これに伴う交付金 円の追加(減額)交付を併せて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容(別記第1号様式に準じて作成すること。)

- (注) 1 変更事項ごとに変更計画を記載し(当初計画に変更のない項目は、当初計画を
記載する)、その上段に変更に係る部分の当初計画を()書きで記載すること。
2 交付金の追加交付を必要としない場合は、「なお書き」を削除すること。

別記第3号様式

令和 年度新潟県消費・安全対策交付金事業中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

事業実施主体名
代表者職氏名
(市町村にあつては、市町村長氏名)

令和 年 月 日付け、第 号で交付金の交付決定を受けた標記事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので承認を受けたく、新潟県消費・安全対策交付金交付要綱第8の規定により申請します。

記

- 1 事業中止（廃止）の理由
- 2 事業中止（廃止）しようとする以前の遂行状況
 - (1) 事業
 - (2) 経費
 - ア 経費の支出状況

| 交付決定額 | 月 日現在 支出済額 | | 残 額 | | 支出予定額 | | 中止（廃止）に 伴う不要額 | | 備 考 |
|-------|---------------------|------------|---------------------|--------------|---------------------|--------------|---------------------|--------------|--------|
| | 交付金事業 に要した経 費 | 交付金 の 額 | 交付金事業 に要する経 費 | 交 付 金 の 額 | 交付金事業 に要する経 費 | 交 付 金 の 額 | 交付金事業 に要する経 費 | 交 付 金 の 額 | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |

イ 支出額及び支出予定額の明細

| 経費の配分 | 左の内訳費目 | 交付金事業 に要する経 費 | 交付金の額 | 交付金事業に要する経費の支出基礎 (名称・数量・単価等) |
|-------|--------|---------------------|-------|---------------------------------|
| | | 円 | 円 | ※支出済額と支出予定額に区分して記載すること。 |

別記第4号様式

令和 年度新潟県消費・安全対策交付金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

事業実施主体名
代表者職氏名
(市町村にあつては、市町村長氏名)

令和 年 月 日付け、第 号で交付金の交付決定通知のあつた標記事業について、
月 日現在の遂行状況を新潟県消費・安全対策交付金交付要綱第11の規定により下記のとおり報告します。

記

令和〇〇年11月30日 現在

| 区 分 (事業内容及び事業量) | 計画事業費 A (交付決定額) | | 実 施 額 B | | 今後所要見込 C | | 差 引 A - (B + C) | | 備 考 |
|--------------------|--------------------|-----|---------|-----|----------|-----|--------------------|-----|-----|
| | 事業費 | 交付金 | 事業費 | 交付金 | 事業費 | 交付金 | 事業費 | 交付金 | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | | | | | | | | | |

- (注) 1 「実施額」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額(事業に要した支払金額)を記載すること。
2 「今後所要見込」がある場合は、「備考」の欄に事業完了予定年月日を記載すること。

別記第5号様式

令和 年度新潟県消費・安全対策交付金事業実績報告書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

事業実施主体名
代表者職氏名
(市町村にあつては、市町村長氏名)

令和 年 月 日付け、第 号で交付金の交付決定通知のあつた標記事業について、別紙のとおり事業を実施したので、新潟県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を報告します。

なお、あわせて精算金 円の交付を請求します。

- (注) 1 別記第1号様式に準じて関係書類を作成し添付すること。
2 交付金の精算交付が不要の場合は、「なお書き」を削除すること。
3 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しを添付すること。また、このほか県が支払経費の確認のために求める場合は、確認のための資料(契約書、請求書、領収書等の写し)を添付すること。
4 交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更があつたものについては、必要書類を添付すること。
5 地域での食育の推進については、事業の実施結果と併せて効果測定等の結果について詳細を記載すること。

別記第6号様式

令和 年度 新潟県消費・安全対策交付金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

事業実施主体名
代表者職氏名
(市町村にあつては、市町村長氏名)

令和 年 月 日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定の通知があつた事業について、新潟県消費・安全対策交付金交付要綱第12第3項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

交付事業の実施状況

| 区 分 (事業メニュー) | 交付決定の内容 | | 年度内実績 | | 翌年度実施 | | 完了予定 年月日 |
|-----------------|-----------------------|------|------------------------|-------------|-----------------|------------|-------------|
| | 交付事業に 要する経費 (A) | 交付金額 | (A) のう ち年度内支 出済額 | 概算払 受入済額 | (A) のうち 未支出額 | 翌年度 繰越額 | |
| 翌年度繰越分 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 年度内完了分 | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | |

- (注) 1 本様式は、年度内に交付事業が完了しなかつた場合に提出するものとする(翌年度繰越を行った場合のほか、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかつた場合を含む。)
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る交付事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記第7号様式

令和 年度新潟県消費・安全対策交付金消費税等仕入控除税額報告書

番 年 月 日

新潟県知事 様

事業実施主体名
代表者職氏名
(市町村にあつては、市町村長氏名)

令和 年 月 日付け、第 号で交付金の交付決定のあつた標記事業について、新潟県消費・安全対策交付金交付要綱第12第5項に基づき下記のとおり報告します。

記

| | | |
|--|-------|---|
| 1 新潟県補助金等交付規則第13条に基づく確定額 (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| | うち国費分 | 円 |
| | うち県費分 | 円 |
| 2 交付金の額の確定時における消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| | うち国費分 | 円 |
| | うち県費分 | 円 |
| 3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| | うち国費分 | 円 |
| | うち県費分 | 円 |
| 4 交付金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |
| | うち国費分 | 円 |
| | うち県費分 | 円 |

(注) 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。
 なお、事業実施主体が法人格を有しない組合員等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
 ・事業実施主体の消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
 ・事業実施主体の付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
 ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
 ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
 []

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
 []

(注) 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。
 なお、事業実施主体が法人格を有しない組合員等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
 ・事業実施主体が免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は、所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
 ・事業実施主体が簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
 ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別記第8号様式

令和 年度新潟県消費・安全対策交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

事業実施主体名
代表者職氏名
(市町村にあつては、市町村長氏名)

令和 年 月 日付け、 第 号で交付金の交付決定通知のあつた標記事業について、下記により金 円を概算払により交付されるよう請求します。

記

| 事業区分 | 事業実施主体 | 事業費 A | 交付金交付決定額 B | 既受領額 | | 遂行状況報告 | 今回請求額 | | 出来高月日現在 | | 残高 B-(C+D) | 事業完了予定年月日 | 備考 |
|------|--------|-------|------------|------|-----|--------|------------------|------|---------|-------|------------|-----------|----|
| | | | | 金額 C | C/B | | 令和〇年11月30日現在の出来高 | 金額 D | D/B | 事業費 E | | | |
| | | 円 | 円 | 円 | % | % | 円 | % | 円 | % | 円 | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | |

別記第9号様式

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名： _____

| 事業実施年度 | | 年度 | | | | 農林水産省所管交付金名 県事業名 | | 消費・安全対策交付金 新潟県消費・安全対策交付金 | | | | | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|-----|---------------------|-----------|-----------------------------|----------------|-----------|----------|-----|--------|-------------|-----------|-------|----|
| 事業 種類 | 事業の内容 | | | | | 工期 | | 経費の区分 | | | | | 処分制限期間 | | 処分の状況 | | 備考 |
| | 事業 種目 | 事業 主体 | 施設 区分 | 設置 場所 | 事業量 | 着工 年月日 | 竣工 年月日 | 総事業費 | 経費内訳 | | | | 耐用年数 | 処分制限 年月日 | 承認 年月日 | 処分の内容 | |
| | | | | | | | | | 交付金 (国費相当額) | 都道府 県費 | 市町村 費 | その他 | | | | | |
| | | | | | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

- (注) 1 事業の種類及び事業種目の欄は、新潟県消費・安全対策交付金交付要綱の別表1の交付金事業の種類欄に掲げる事業を記載すること。
 2 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 3 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 4 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 5 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって代えることができる。